

＜経営所得安定対策等の申請に係る注意点＞

① 牧草購入伝票の提出について

令和7年4月から令和8年3月までに収穫する牧草(イタリアンライグラス、セタリア、テクグラス、ローズグラス、青刈ヒエ、青葉ミレット等)の「種子購入伝票」提出が必要です。
(令和7年度実績確認時に提出を求めます。)各自、牧草種子購入伝票の保管をお願いします。
※実績確認は、令和7年11月から12月を予定しています。

② 農地の貸借について

農地を借りる(貸す)には農地に関する法律(農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律)に基づき農業委員会の許可を得る必要があります。特に、複数年にわたり同じ農家が耕作される場合等は農地中間管理権等の設定手続きをお願いします。

しかしながら、短期であることやその他の理由等で、農地中間管理権等の設定が難しい自作地(農地中間管理権設定等含む)以外の水田を耕作する場合は、「水田利用に関する同意書」の提出が必要です。(5月末日までに要提出)

※農地中間管理権等の設定手続きは5月初旬までに農業委員会等で行ってください。

③ イタリアン・えん麦等(二毛作・耕畜連携の対象作物)の生産者へ

令和7年3月末(令和6年度)までに収穫された作物や、令和8年3月末までに収穫できない作物については、令和7年度分として申請できません。

事実と異なる申請や報告が判明すると、虚偽の申告とみなして交付金は返還になりますのでご注意ください。

④ 加工用米、飼料用米の生産者へ

加工用米や飼料用米に対する交付金は、申請時のほ場内容と、出荷先との播種前契約の内容が合致していることが条件となります。

そのため、出荷先と十分に協議を行い、作付ほ場を確定させた上で申請してください。
なお、申請内容と作付したほ場が違う場合は、交付金が交付されない場合があります。

※コメ新市場開拓等促進事業の申請ほ場は、原則変更が認められません。

新たに加工用米の作付ほ場を申請する場合は、従来の戦略作物助成の対象作物として扱いますので御了承ください。

⑤ 新規需要米の生産者へ

WCS用稲(稲発酵粗飼料)・青刈り稲・わら専用稲・飼料用米の自家利用については別途申請が必要となります。

※申請日程は、5月中旬以降に予定しています。

※郵送にて連絡しますので、必ず申請にお越しくください。

⑥ 大豆・そばの生産者へ

交付金を受け取るには、実需者（農協又は農協外）との出荷・販売契約等を締結することが必要です。（播種前契約）

⑦ 交付対象水田(水張りルール)について

たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない田は交付対象外となります。

令和4年度より5年間で一度も水張り（水稻品種作付か湛水管理）を1ヶ月間以上実施が行われない農地、連作障害を回避する取組が行われない農地は、令和9年度以降交付対象外となります。

※水張りとは、田に水を張り、代かき作業を行った状態で1ヶ月間以上の湛水管理を行うことです。また、水張りを実施する場合は、都城市農業再生協議会へ実施後3日以内に連絡が必要です。

⑧ 適切な生産の徹底について

- ・ 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法（各種作物栽培管理指針）に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。（通常の栽培管理・防除を行っていることが前提となります。）
- ・ 普段からほ場状況の観察等を十分に行ってください。
- ・ 下表に掲載された作物については、十分な収量が得られているか出荷伝票等の提出が必要（農産物検査機関で受検の場合は不要）です。畑作物で直売所等に出荷し、収量確認が困難な場合は都城市農業再生協議会にお問い合わせください。合理的な理由なく十分な収量が得られない場合は交付対象外となります。また飼料作物についても、収量が相当程度低い場合、交付対象外となります。

ただし、収量が相当程度低い場合であっても、理由書を提出し、合理的な理由（自然災害等）がある場合は交付対象とすることができます。

理由書提出にあたっては、「農業者自身が被害を証明」する必要があり、被害状況が分かる、「被害発生直後の写真」の提出が必須です。写真が提出できない場合は、原則として交付対象外となります。

※想定される事由：気象状況（台風、大雨、日照不足、低温、高温等）、病虫害・鳥獣被害等

- ・ ほ場に被害が確認された場合は、速やかに都城市農業再生協議会に連絡が必要です。

作物名	地域の基準収量	理由書が必要となる目安収量
加工用米	529kg/10a（玄米ベース）	地域の基準収量8割に満たない場合 （参考値 424kg/10a）
飼料用米	529kg/10a（玄米ベース）	地域の基準収量より10aあたり150kgを減じた値に満たない場合 （参考値 379kg/10a）
そば	64kg/10a ※参考値	地域の基準単位収量の2分の1に満たない場合
小麦	185kg/10a ※参考値	
大豆	125kg/10a ※参考値	